

# 山梨県公報

第千五百七十号

平成十七年

五月十六日

月 曜 日

## 目 次

使用料の収納事務の委託	三五三
保安林の指定の解除の予定(二件)	三五三
道路の区域変更(二件)	三五三
公告	三五三
土地改良区役員の退任及び就任	三五四
公安委員会	三五四
技能検定員等審査の実施	三五五
その他	三五五
落札者等の決定について(三件)	三五六

## 告 示

**山梨県告示第二百八十四号**  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成十七年五月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 委託の相手方  
甲府市丸の内一丁目九番十一号 財団法人山梨県林業公社
- 委託に係る使用料  
山梨県立武田の杜のキャンプ場及びその設備器具の使用料、山梨県森林公園金川の森のターゲットボードゴルフ場及びその設備器具の使用料並びに山梨県森林公園金川の森の乗り物広場の設備器具の使用料
- 委託の期間  
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成十七年五月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 解除に係る保安林の所在場所  
北杜市白州町白須字竹花六八四〇の三、六八四〇の五、六八四三の六から六八四三の八まで
- 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 解除の理由  
農道用地とするため

### 山梨県告示第二百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成十七年五月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 解除に係る保安林の所在場所  
都留市大野字松猪沢山三五一六の二
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 山梨県告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年六月六日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年五月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 河口湖上九一色線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字河口字西側二〇五番の一八一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字西側一〇五番の一地先まで	七・〇	七・〇	二二・〇	九・五
	二四・二			

山梨県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興同都留建設部において、この告示の日から平成十七年六月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 河口湖上九一色線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字長浜字的場五四八番の四地先から 南都留郡富士河口湖町大字長浜字浜端二二五四番の二地先まで	一〇・四	七・〇	七・八	二〇九・〇
	一一・〇			

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、村山六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十七年五月十六日

一 退 任					二 就 任				
役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日		役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日	
役職名	浅川 二	北杜市高根町村山西割二八五五番地	平成十七年三月三十一日		同	藤原 要一	村山東割一三三九番地	同	
同	内田 實	村山北割二八七五番地	同		同	中村 宣靖	蔵原一八一一番地	同	
同	半田袈裟雄	村山東割四五二番地	同		同	原藤 仲友	村山北割二二五六番地	同	
同	仲嶋 靖	堤五三四番地	同		同	中村 通	蔵原一九〇五番地	同	
同	清水 一朗	村山東割七三六番地	同		同	同	同	同	
同	原 正	村山北割一九一八番地	同		同	同	同	同	
同	原 達博	村山西割二一九九番地	同		同	同	同	同	
同	細田 静雄	蔵原一五四七番地	同		同	同	同	同	

山梨県知事 山本 栄彦

## 公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	理事
中村 隆徳	大芝 昭夫	山下 武茂	手塚 昭三	矢嶋 志朗	横森 寿隆	仲嶋 務	浅川 益徳	清水 長	大塚 政一	細田 静雄	原 正
同	地同	地同	地同	同	同	同	地同	一同	地同	同	北杜市高根町村山北割一九一八番地
蔵原一九〇四番地	村山西割二二六七番地	村山北割二二〇六番地	村山東割二二九〇番地	蔵原一七三一番地	村山西割九八六番地	堤三五二番地	村山北割三八二四番地	村山東割五八九番地	村山東割一三三七番地	蔵原一五四七番地	平成十七年四月一日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十七年五月十六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

### 一 審査の種類

#### 1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

#### 2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

### 二 審査日時及び場所

#### 1 審査日時

平成十七年六月二十日（月）及び六月二十四日（金）  
（午前九時から午後四時まで）

#### 2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

### 三 受付期間及び場所

#### 1 期間

平成十七年五月十七日（火）から平成十七年六月十三日（月）まで

#### 2 場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課

### 四 審査内容

#### 1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

#### 2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

### 五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
    - (一) 特定第一種運転免許  
一万四千七百五十円
    - (二) 普通自動車免許  
二万五百円
    - (三) 大型自動車第二種免許等  
二万二千五十円
  - 2 教習指導員審査
    - (一) 特定第一種運転免許  
九千八百五十円
    - (二) 普通自動車免許  
一万二千五百円
    - (三) 大型自動車第二種免許等  
一万二千五百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
  - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。

## その他

- 落札者等の決定について
- 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
- 平成十七年五月十六日
- 山梨県立中央病院管理局長 中 川 洋
- 一 落札に係る役務の名称及び数量

- 二 山梨県立中央病院清掃業務 一式  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十七年四月一日
- 四 落札者の氏名及び住所  
日本美装株式会社山梨支店 山梨県甲府市塩部二丁目三番二十号の二〇一
- 五 落札金額  
七千百十九万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十七年二月十日

- 落札者等の決定について
- 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
- 平成十七年五月十六日
- 山梨県立中央病院管理局長 中 川 洋
- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
山梨県立中央病院院内業務系システム保守業務 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号
  - 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十七年四月一日
  - 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東芝住電医療情報システムズ株式会社 東京都品川区東品川四丁目十番十三号
  - 五 随意契約に係る契約金額  
一億五百七十六万四千四百円
  - 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年五月十六日

山梨県立中央病院管理局長 中 川 洋

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
MRI他放射線機器保守点検業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十七年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
シーメンス旭メディテック株式会社西東京セールスエリアオフィス 東京都品川区東五反田三丁目二十番十四号
- 五 随意契約に係る契約金額  
三千九百七十七万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番